

-福祉保健活動等への支援-

No.48	よこはま ふれあい助成金
<p>横浜市社会福祉協議会では、より豊かな市民社会の実現のために、市民の自発性のもと、横浜市内で行われる非営利な地域福祉推進事業や障害福祉推進事業の支援を目的として、事業費を助成しています。</p> <p>対象団体 横浜市内に活動拠点を置き、横浜市の地域福祉推進又は障害福祉推進のために事業を行う、市民活動団体、障害当事者及び家族団体、特定非営利活動法人 等</p>	
窓 □	横浜市社会福祉協議会 横浜市ボランティアセンター 201-8620 各区 社会福祉協議会【4ページ】

No.49	横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業
<p>要支援者等の介護予防や生活支援を充実・強化するため、地域でボランティアによる介護予防や生活支援の活動（居場所、生活援助、配食、見守り）をしている団体に対し、活動に係る費用を補助します。この補助を受けようとする場合は、地域ケアプラザ（地域包括支援センター）や区社会福祉協議会の「生活支援コーディネーター」を始めとする関係者が相談に対応しています。</p> <p>※令和6年度及び令和7年度は、新規活動の募集を行っていません。</p> <p>1 対象団体 法人格を有する団体又は規約、会則等の定めがあり、責任者及び団体意志が明確である任意団体</p> <p>2 補助の対象となる活動</p> <p>(1) 通所型支援 住民主体のボランティア等が、要支援者等を中心とした利用者に対して、定期的に（週1回以上かつ概ね3時間以上）高齢者向けの介護予防に資するプログラムを提供する活動</p> <p>(2) 訪問型支援 住民主体のボランティア等が、要支援者等の利用者宅に定期的に（週1回以上）訪問し、生活援助等の支援を提供する活動</p> <p>(3) 配食支援 住民主体のボランティア等が、要支援者等の利用者宅に定期的に（週1回以上）訪問し、見守りとともに栄養改善を目的とした配食を提供する活動</p> <p>(4) 見守り支援 住民主体のボランティア等が、要支援者等の利用者宅に定期的に（週1回以上）訪問し、見守りのサービスを提供する活動</p>	
窓 □	活動している地区を担当する地域ケアプラザまたは特養併設地域包括支援センター 各区 社会福祉協議会【4ページ】 健康福祉局 地域包括ケア推進課 671-3464

No.50	高齢者生きがい活動促進支援事業
<p>高齢者等が、地域社会の中で役割を持って、生き生きと生活できるよう、高齢者等が主体となって行う介護予防、生活支援の活動や多世代交流等の共生の居場所で行う活動の立ち上げを支援する補助事業です。</p>	
1 対象団体	
<p>新たに組織化するNPO法人等又は本事業の目的に応じた活動を新たに始めるNPO法人等（法人格の有無は問いません。）</p>	
2 補助の対象となる活動	
<p>次の取組条件をすべて満たす活動</p>	
<p>(1) 高齢者の課題の解決に資するボランティア活動であること。 (2) 事業により得られた収入の一部が、ボランティア活動を行う高齢者へ支給されること。 (団体活動の担い手として、有償ボランティアの高齢者がいること) (3) 事業の運営費は、団体の事業収入で賄っていくこと。 (4) 高齢者が行うボランティア活動が、高齢者の生きがいや健康づくりにつながるような活動となること。</p>	
3 補助額の目安	
<p>1か所あたり100万円以内を予定（47都道府県で数十か所）</p>	
4 補助対象経費	
<p>新規に本事業を行う際に必要な経費のうち、備品購入費及び消耗品費（初度経費）</p>	
窓 口	健康福祉局 地域包括ケア推進課 671-3464

No.51	横浜市介護予防交流拠点整備事業
<p>介護予防や、健康の維持増進、閉じこもりを防止することを目的に高齢者が集うサロン等の整備を支援し、介護予防・生活支援につながる活動を推進するため、商店街の空き店舗などを活用した拠点等の施設整備費等を対象とする補助事業です。</p>	
<p>1 補助内容</p> <p>(1) 補助対象者 介護予防交流拠点を整備するNPO法人、社会福祉法人、株式会社等 ※ 交流拠点の例 ・ 空き店舗、空き家等を活用した高齢者中心の多世代の地域住民交流サロン等の整備 ・ 在宅の要介護者や一人暮らし高齢者等を支援するための拠点の整備 ・ 高齢者を中心とした、障害者、こどもなどが集える共生型拠点の整備</p> <p>(2) 補助対象 施設整備費 ・ 工事費又は工事請負費（門、柵、塀などの外溝工事に要する費用を除きます。） ・ 工事事務費（工事施工のため直接必要な旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等の事務費であって、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額以内の額とします。） ※補助対象外：設計費、耐震診断費、整備後の運営費（人件費、家賃等）</p> <p>(3) 補助金上限額 971万円</p>	
<p>2 応募要件 ※この他にも要件があります。詳細は市ホームページをご確認下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 横浜市内に事務所・事業所を設置する法人格（NPO法人、社会福祉法人、株式会社等）を有する団体であること。 ※任意団体・組織としての活動実績があり、本事業の実施までに法人格を取得する見込みの団体を含みます。 ○ 保健・医療・福祉・介護等の分野の事業実績を有する団体であること。 ○ 過去に当事業に選定され、整備が完了しなかった事業及びそれに係る事業者でないこと。 ○ 開設後10年以上の事業継続をすること。 ○ 昭和56年6月1日以降に建築確認を得て着工され、検査済証を取得した建築物であること。もしくは、耐震診断を実施し耐震性が確保されている建物であること。 ○ 準備・運営協議会（地域代表者等が参加した協議会）を設置する等地域のニーズ、意見を反映させるための場を（定期的に）設けること。 等 	
窓 □	各区 高齢・障害支援課【2・3ページ】 健康福祉局 地域包括ケア推進課 671-3464

No.52	福祉保健研修交流センター「ウィリング横浜」
<p>福祉保健分野の人材の養成・確保を目的に、研修室等の貸出し、福祉保健分野の研修・情報提供等を行っています。</p>	
<p>1 所在地 横浜市港南区上大岡西1丁目6番1号 (ゆめおおおかオフィスタワー 4階～5階、9階～12階)</p> <p>2 施設概要 (1) 面積 6,577.97㎡ (延べ床面積) (2) 施設内容 研修室、和室、実習室(介護・調理)、情報資料室</p> <p>3 事業内容 (1) 研修室等の貸出し 研修室、和室、実習室(介護・調理)を貸し出します。 (2) 研修 福祉保健従事者・活動者(市内在住又は在勤)を対象に研修を行っています。 (3) 情報提供 福祉保健分野に関する図書・資料・逐次刊行物・会報紙・広報紙・視聴覚資料(ビデオ)の貸出し・閲覧を行っています。 (4) 人材確保 採用担当者向け研修の実施や福祉保健職場の人材確保、理解促進を目的としたチラシ配架や動画配信等の情報提供を行っています。 (5) 研究支援 福祉保健従事者・活動者(市内在住又は在勤)が自主的に取り組む研究活動を支援します。 (6) こころの相談室 専門のカウンセラーによる福祉保健関係者のためのこころの相談室を運営しています。</p> <p>4 運営主体(指定管理者) 社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会</p>	
窓 □	福祉保健研修交流センター「ウィリング横浜」847-6666 健康福祉局 地域支援課 671-4047

No.53 横浜生活あんしんセンター・区社協あんしんセンター

判断能力が十分でない高齢者や障害者が、安心して日常生活を送れるよう権利擁護事業や成年後見制度の活用により支援します。

1 対象者

本市在住の高齢者、知的障害者、身体障害者及び精神障害者等

2 業務内容

- (1) 権利擁護事業〔横浜生活あんしんセンター・区社協あんしんセンター〕
 - ア 福祉サービス利用援助、定期訪問・金銭管理サービス
 - イ 預金通帳など財産関係書類等預かりサービス
 - ウ 専門相談（高齢者、障害者の権利擁護に関する相談のみ対象・弁護士による相談）
- ※ア・イは各区社会福祉協議会にて実施 ウは横浜生活あんしんセンターにて実施
- (2) 法人後見事業（法定後見・任意後見の受任）〔横浜生活あんしんセンター〕

3 実施主体

横浜生活あんしんセンター：社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会

区社協あんしんセンター：各区社会福祉協議会

区名	TEL	FAX	所在地
青葉	972-8836	972-7519	〒225-0024 青葉区市ヶ尾町 1169-22 ふれあい青葉内
旭	392-1295	392-0222	〒241-0022 旭区鶴ヶ峰 1-6-35 ばれっと旭内
泉	802-2295	804-6042	〒245-0023 泉区和泉中央南 5-4-13 いずみ中央相鉄ライフM3階 泉ふれあいホーム内
磯子	751-1567	751-1567	〒235-0016 磯子区磯子 3-1-41 磯子センター5F
神奈川	311-2045	313-2420	〒221-0825 神奈川区反町 1-8-4 はーと友神奈川内
金沢	788-4766	784-9011	〒236-0021 金沢区泥亀 1-21-5 いきいきセンター金沢内
港南	849-2788	846-4117	〒233-0003 港南区港南 4-2-8 3F 港南区福祉保健活動拠点内
港北	533-2600	531-9561	〒222-0032 港北区大豆戸町 13-1 吉田ビル 206
栄	896-0910	892-8974	〒247-0005 栄区桂町 279-29 ピアハッピー栄内
瀬谷	361-2262	361-2328	〒246-0021 瀬谷区二ツ橋町 469 せやまる・ふれあい館内
都筑	943-5667	943-1863	〒224-0006 都筑区荏田東 4-10-3 港北ニュータウンまちづくり館内
鶴見	504-8530	504-8530	〒230-0051 鶴見区鶴見中央 4-37-37 リオバルデ鶴声 2F
戸塚	869-3139	862-5890	〒244-0003 戸塚区戸塚町 167-25 フレンズ戸塚 1F
中	680-0551	641-6078	〒231-0023 中区山下町 2 産業貿易センタービル 4F
西	450-5298	451-3131	〒220-0011 西区高島 2-7-1 ファーストプレイス横浜 3F
保土ヶ谷	332-2797	334-5805	〒240-0001 保土ヶ谷区川辺町 5-11 かるがも 3F
緑	931-2550	934-4355	〒226-0019 緑区中山 2-1-1 ハーモニーみどり 1F
南	260-2532	251-3264	〒232-0024 南区浦舟町 3-46 浦舟複合福祉施設 8F

利用時間 月～金曜日 午前9時～午後5時（祝日・年末年始を除く）

窓口

横浜生活あんしんセンター TEL 201-2009 FAX201-9116
各区 社会福祉協議会【上記参照】

（月～金曜日（祝日・年末年始を除く）
午前9時～午後5時）

No.54	よこはま成年後見推進センター	
<p>認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない方が、成年後見制度を円滑に利用できるよう支援を行います。</p>		
<p>1 所在地</p>		
<p>横浜市中区桜木町1丁目1番地 横浜市健康福祉総合センター9階 横浜生活あんしんセンター内</p>		
<p>2 業務内容</p>		
<p>(1) 成年後見制度の周知・啓発 市民向けパンフレット等の提供や、講習会等を実施しています。</p>		
<p>(2) 成年後見制度に関する相談対応 権利擁護・成年後見制度に関する相談支援機関である区福祉保健センター、地域包括支援センター、基幹相談支援センター及び区社協あんしんセンターと連携し、市民からの相談に対応します。また、成年後見人等の不正防止に向けた苦情相談について、家庭裁判所や専門職団体と連携し、対応します。</p>		
<p>(3) 市民後見人養成・活動支援 成年後見制度を市民参画により推進するため、市民後見人を養成し、活動を支援しています。</p>		
<p>(4) 親族後見人支援 親族後見人からの相談に応じる他、申立てや後見実務を支援するための講習会等を実施します。</p>		
<p>(5) 法人後見支援 市内の法人後見実施団体であるNPO法人等の活動を支援しています。</p>		
<p>(6) その他、成年後見制度の利用促進に向けた調査・研究、人材育成等</p>		
<p>3 実施主体(受託者)</p>		
<p>横浜生活あんしんセンター：社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会</p>		
窓 口	<p>よこはま成年後見推進センター TEL 201-2088 FAX 201-9116 健康福祉局 福祉保健課 TEL 671-3567</p>	<p>月～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～午後5時</p>